政策体系番号: I-10-1

平成22年度 実績評価書(平成21年度の実績の評価)

「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について

平成22年6月

保険局総務課(神田裕二課長)[主担当]

保険局総務課保険システム高度化推進室(矢田真司室長)[レセプトの電子化率関連] 保険課(吉田学課長)[健康保険組合関連]・高齢者医療課(吉岡てつを課長)[後期高齢者広域連合関連] 国民健康保険課(伊藤善典課長)[市町村国保・国保組合関連]・医療課(佐藤敏信課長)

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施してい ます。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系(図)】

E +/4/	REALTH (E) 2											
基本	基本目標I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
施策大目標 分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進利用者視点に立った	中、心臓病等)の推進政策医療(がん、脳卒	感染症、難病対策	適切な利用の推進医薬品・医療機器の	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	開発促進新医薬品・医療機器の	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策大目標

全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策中目標

| 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系(文章)】

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構 築すること

施策中目標1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 医療保険給付諸費:医療保険給付に必要な経費(全部)

医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部)

医療保険制度の推進に必要な経費(全部)

(項) 医療費適正化推進費:医療費適正化の推進に必要な経費(全部)

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図(政策体系)を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1)保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定 を図ること

(施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとすること

(施策小目標3)審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

(予算)

	H18 (決算額)	H19 (決算額)	H20 (決算額)	H21(予算現額)	H22(当初予算額)
一般会計(百万円)	7, 166, 000	7, 567, 322	7, 919, 387	8, 289, 254	8, 200, 948
年金特別会計健康					
勘定(百万円)	8, 330, 702	8, 737, 076	7, 926, 217	8, 290, 628	8, 630, 747

3. 施策を取り巻く環境 - 評価の前提

(1) 施策の枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)

- ○健康保険法(大正11年法律第70号)により、
 - ・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。
 - ・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。
- ○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、
 - ・国は、市町村に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の34%を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して当該合計額の全体の9%相当の調整交付金を交付することとされています。
 - ・国は、国保組合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の13~32%を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。
- ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、
 - ・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。

(2) 現状分析(施策の必要性)

- ○高齢化の進展や医療技術の向上に伴い、年々医療費が増大しているなか、各医療保険者において 必要な給付を行うためには、給付費に対する定められた割合の国庫補助を確実に行うことが必要 です。また、全国健康保険協会については、平成20年度後半からの急速な経済の落込みによる財 政危機に対応するため、平成22年度から平成24年度まで、保険給付費等に対する国庫補助率を 13%等から16.4%に引き上げたところです(施策小目標1関係)
- ○医療保険制度を円滑に運営していくためには、各保険者が被保険者の適用事務や保険料(税)徴収事務、給付事務等を適切かつ効率的に行っていく必要があります。特に、全国健康保険協会については平成18年度以降、市町村国民健康保険についても平成20年度に、保険料収納率の低下があったところです。医療保険財政が厳しい中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考え

れば、保険料の収納率の下落が保険料率の更なる増要因となることを十分認識し、保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。

また、各保険者は、被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては事業の健全な運営に資することを狙いとして、医療費通知を実施しています。給付の適正化を図るためにも、より多くの保険者において医療費通知を実施していくことが求められます。 (施策小目標2関係)

○医療費が増大していく中で、適正な保険診療の確保、保険料等を原資とする審査支払事務の更なる効率化が求められています。審査支払機関の業務の効率化に関する指標の一つとして、審査支払手数料を段階的に引き下げていくことが重要です。また、審査支払事務の効率化・医療サービスの質の向上といった目的を達成するための手段として、レセプトの電子化を推進していくことが求められます。(施策小目標3関係)

(3) 施策実施上の留意事項(総務省、会計検査院等による指摘)

○平成20年度決算検査報告にて、会計検査院より、

国民健康保険の療養給付費負担金について、一部保険者の交付申請に係る事務処理の誤りに ついて指摘を受けました。

- →指摘により過大交付となった交付金について、平成21年度中に全額返還させました。
- ○平成20年度決算検査報告にて、会計検査院より、

国民健康保険の財政調整交付金について、一部保険者の交付申請に係る事務処理の誤りについて指摘を受けました。

- →指摘により過大交付となった交付金について、平成21年度中に全額返還させました。
- ○平成16年度から平成20年度までの決算検査報告にて、会計検査院より、

医療機関等から不適正と認められる診療報酬の請求があったにもかかわらず、これに対する 保険者等の審査点検が十分ではなかったこと等により、保険者が支払った医療費が過大にな っており、その過大分に対する国の負担が不当なものであるという指摘を受けました。

→保険局医療課より、各地方厚生(支)局及び都道府県主管部局に対して、保険者等におけるレセプトの審査、点検の充実を図るとともに、保険医療機関等に対する指導において指摘内容の一層の適正を図るよう通知しました。

政策体系番号: I-10-1

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ご との詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)	毎年度において前年度以下とする(改善する)こと(後
	期高齢者医療制度にあっては、H22 年度を H20 年度以下

とすること)

アウトカム指標

		H17	H18	H19	H20	H21
1	各医療保険制度別における決					
	算での総収支差が赤字である					
	保険者数の割合(全国健康保険					
	協会については経常収支・単位					
	は億円)					
	健康保険組合(経常収支)	30.1%	32.6%	44.8%	68.8%	集計中
	達成率	105. 6%	91.7%	62.6%	46. 4%	-
	市町村国保	63. 7%	52.3%	71.1%	45. 4%	集計中
	達成率	92. 2%	117. 9%	64.1%	136. 1%	-
	国保組合	55. 4%	43.6%	47. 3%	18. 2%	集計中
	達成率	要記入	121.3%	91.5%	161.5%	-
	後期高齢者広域連合	_	_	_	0%	集計中
	達成率	_	_	_	_	-
	全国健康保険協会	1, 419	1, 177	▲ 1, 390	▲ 2, 290	集計中
	達成率	59.0%	78. 7%	-124. 4%	35. 3%	

【調查名・資料出所、備考等】

- ・ 健康保険組合については経常収支による。
- ・ 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算 見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在 集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。

【参考】健康保険組合連合会ホームページ

http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf

・ 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定であす。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904

• 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成21年度の数値

については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(指標の分析:有効性の評価)

- ・ 健康保険組合の平成20年度決算見込みの経常収支状況を見ると、経常収支は3,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、一人当たりの平均標準月報酬は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいにとどまっているが、平成21、22年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。
 - ・ 市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えています。一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。
- ・ 後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができる率となっているため、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていること等が挙げられます。
- ・ 主に中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20 年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成 21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費 が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などに より更に医療費が増加したことが挙げられます。

平成21年度の収支は、21年暮の時点で、単年度で約6,000億円の赤字となる見通しであり、これまで積み立ててきた準備金をすべて取り崩したとしても、同年度末の累積赤字は約4,500億円となる見込みでした。

(効率性の評価)

- ・ 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、 適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会につい ては、保険料の徴収率は、旧政管健保時代を含め、経済状況の落込み等によりH18以降低下傾向に あり、保険料収納のための更なる取組が必要です。
- ・ 市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためであるが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。
- また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、 平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6%(医科病院97.4%、医科診療所7 1.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%)と着実に導入が進んでいます。

(今後の方向性)

- ・ 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、医療保険財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため、そのままでは国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。このような現状を受け、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講ずること等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成22年通常国会に提出し、先般成立したところです。この改正内容の要旨としては、以下の3つです。
 - I 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ
 - Ⅱ 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進
 - III 高齢者の保険料軽減のための措置
- ・ 保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要があります。なお、この場合において、きめ細やかな保険料の納付相談や保険料徴収の努力といった、これまで保険者が身近にあったこと等によるメリットを極力損なわないような工夫が必要です。

また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正 化計画に基づき、生活習慣病予防などを推進していくこととしているが、高齢化の進展等により 今後も医療費の増加が見込まれる中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、こうし た取組により、医療費の効率化できる部分は効率化していくことが必要であると考えています。

この医療費適正化計画については、平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを実施することとしています。

・ 後期高齢者医療制度については、廃止することとしており、現在、廃止後の新たな制度のあり 方について、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めていると ころです。改革会議においては、「後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する 制度とする」、「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」等の6原則をお示ししており、 引き続き、この原則に基づき、具体的な制度設計の議論を着実に進め、平成22年末を目途に最終 的なとりまとめを行った上で、次期通常国会に法案を提出し、平成25年度を目途に新たな制度を 施行することとしています。

5. 評価と今後の方向性(施策小目標ごと)

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9.参考を参照下さい。

(1)施策小目標1「保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること」関係

(指標・目標値)

指標	と目標値(達成水準/達成時期)	毎年度にお	いて前年度	以下とする	(改善する)	こと(後			
		期高齢者医療制度にあっては、H22 年度を H20 年度以下							
		とすること	()						
アウ	トカム指標								
		H17	H18	H19	H20	H21			
1	各医療保険制度別における決								
	算での総収支差が赤字である								
	保険者数の割合(全国健康保険								
	協会については経常収支・単位								
	は億円)								
	健康保険組合 (経常収支)	30. 1%	32. 6%	44.8%	68.8%	集計中			
	達成率	105. 6%	91. 7%	62.6%	46. 4%	-			
	市町村国保	63. 7%	52. 3%	71.1%	45. 4%	集計中			
	達成率	92. 2%	117. 9%	64. 1%	136. 1%	-			
	国保組合	55. 4%	43.6%	52. 7%	18. 2%	集計中			
	達成率	112. 5%	121.3%	79. 1%	161.5%	-			
	後期高齢者広域連合	-	-	_	0%	集計中			
	達成率	_	_	_	_	-			
	全国健康保険協会	1, 419	1, 177	▲ 1,390	▲ 2, 290	集計中			
	達成率	59.0%	78. 7%	-124. 4%	35. 3%				

【調査名・資料出所、備考等】

- 健康保険組合については経常収支による。
- ・ 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算 見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在 集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。

【参考】健康保険組合連合会ホームページ

http://www.kenporen.com/press/pdf/20090911170950-0.pdf

・ 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定です。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904

・ 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成 21 年度の数値 については、平成 23 年 2 月頃に速報値、平成 23 年 5 月頃に確定値を公表予定です。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管時代の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の数値であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(事務事業等の概要)

- 健康保険組合が行う健康保険事業の円滑な運営を図るため、保険財政の基盤が脆弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付等に要する費用について国庫補助を行う事業(健康保険組合給付費等臨時補助金)を実施しています。また、中小企業のサラリーマンが加入する全国健康保険協会に対して、保険給付等に要する費用について、平成21年度は13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、16.4%の補助を行います。
- 中高年や無職者が多いといった構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、医療保険 の運営の安定化を図るために、療養給付費等の43%相当額等の国庫負担を行う事業(国民健康 保険助成費)を実施しています。
- 後期高齢者医療制度の運営の安定化を図るために、療養給付費等の33%相当額等の国庫負担 を行う事業(後期高齢者医療制度給付諸費)を実施しています。

(評価と今後の方向性)

- 各医療保険者の財政状況の評価については、4中の(指標の分析:有効性の評価)を参照下さい。
- 平成 20 年度の後半以降、経済状況が急速に悪化する中で、平成 22 年度には、そのままでは各制度において大幅な保険料率の引上げが必要となっていたところです。これらをできる限り抑制するため、以下のような内容を盛り込んだ「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成 2 2 年通常国会に提出し、去る 5 月に成立したところです。
 - I 全国健康保険協会の財政再建のための特例措置

平成22年度から平成24年度までの3年間の特例措置として、①全国健康保険協会について国庫補助の13%から16.4%への引上げ、②同協会の単年度での収支の均衡の特例として、平成22年度以降の赤字額について、平成24年までの3年間で分割して返済することによる各年度の返済額の圧縮、③後期高齢者の医療費への現役被用者からの支援について、その3分の1に負担能力に応じた計算方法である総報酬割の導入

- Ⅱ 市町村国民健康保険の財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の促進
 - 「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き 実施。併せて、都道府県の権限と責任の強化を図り、都道府県の主導により、市町村国保の 広域化を促進していく観点から、都道府県が広域化等支援方針を策定することができること とした。
- Ⅲ 高齢者の保険料軽減のための措置

給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上 げの抑制に活用できるようにするとともに、サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減 措置を延長

○ 国保組合については、歴史的経緯等から同業者が自主的に組織したものであり、組合方式により保険者機能を発揮しているという点では健保組合と同じであるが、国保組合の加入者は、基本的には、仮に国保組合がなければ市町村国保の加入者となる自営業者であり、事業主負担がないという点が健保組合と異なっていることなどを勘案して国庫補助を行っているところです。平成21年度に所得調査を行ったところであり、その結果を踏まえ、個々の国保組合の財政力等を十分に精査した上で、国保組合に対する国庫補助のあり方を見直すこととしています。

(2)施策小目標2「保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとすること」 関係

(指標・目標値)

指標	栗と目標値(達成水準/達成時期)	2 及び 3 に	こついて毎年	度において	前年度以上と	:すること
	アウトカム指標					
		H17	H18	H19	H20	H21
2	各医療保険制度における保険					
	料(税)の収納率					
	健康保険組合	99.9%	99.9%	99.9%	99.89%	集計中
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	99.98%	-
	市町村国保	90.2%	90.4%	90.5%	88.4%	集計中
	達成率	100.1%	100.2%	100.1%	97.7%	-
	国保組合	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	集計中
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	98.75%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	97.9%	98.0%	97.8%	97. 2%	集計中
	達成率	100.3%	100.1%	99.8%	99.4%	-
3	各医療保険制度における医療					
	費通知実施保険者数の割合					
	健康保険組合	94.5%	94.8%	96.0%	集計中	集計中
	達成率	107.0%	100.3%	101.3%	-	-
	市町村国保	98.7%	98.0%	97.8%	97.6%	集計中
	達成率	99.6%	99.3%	99.8%	99.8%	-
	国保組合	88.0%	89.1%	89.7%	90.9%	集計中
	達成率	103.7%	101.3%	100.7%	101.3%	-
	後期高齢者広域連合	-	_	-	87.2%	91.5%
	達成率	-	-	-	-	104.9%
	全国健康保険協会	100%	100%	100%	100%	集計中
	達成率	100%	100%	100%	100%	_

【調査名・資料出所、備考等】

指標2について

健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算 見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定である。また、平成21年度の数値は現 在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。

【参考】健康保険組合連合会ホームページ

http://www.kenporen.com/press/main.php

・ 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。なお、平成20年度における市町村国保の収納率は88.35%、国保組合の収納率は99.93%である。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904

後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成 21 年度の数値については、平成 23 年 2 月頃に速報値、平成 23 年 5 月頃に確定値を公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou

- ・全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管時代の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の数値であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(指標3において同じ。)

指標3について

健保組合については、保険局保険課調べによるが、実施保険者数割合の分母は調査に回答した組合数としている。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年12月に集計終了予定である。

- ・ 市町村国保・国保組合については、「平成20年度における国民健康保険事業実施状況報告」によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成23年1月頃に集計終了予定である。
- 後期高齢者医療広域連合の平成21年度の数値については、高齢者医療課調べによる。

(事務事業等の概要)

国民健康保険の安定的な運営を図る上で、重要な意義を持つ保険料収納率向上を促すために、国 が保険者に対して以下の事業を実施。

・市町村国保の、前年度または当年度の保険料(税)の収納率が一定以下の場合に普通調整交付金を減額するとともに、翌年度において保険料(税)の収納率が一定以上向上した場合に、特別調整交付金を交付。

(評価と今後の方向性)

・ 健康保険組合について

指標2のとおり、健康保険組合の保険料の収納率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できます。また、指標3のとおり、医療費通知については、実施組合の割合が年々増加しており、高水準を維持していると評価できます。

・ 国民健康保険について

指標2のとおり、市町村国民健康保険の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは 上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に 後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者 医療制度へ移行したためであるが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。

国民健康保険制度は、被保険者全体の相互扶助で成り立っており、その財源となる保険料の収納を確保することは制度を維持していく上で極めて重要です。

このため、市町村国保の保険料収納努力を促す観点から、保険料収納が目標として定められた 一定の率を下回る場合には、国から市町村国保に交付される普通調整交付金について、その達成 状況に応じ、5%から20%の範囲で減額する措置が講じられています。

平成22年度の法改正より、都道府県の権限と責任を強化し、市町村国保の広域化を図る観点から、都道府県が広域化等支援方針を策定できることとなったが、その策定を通じ、保険料の収納確保策についても、これまで国が担ってきた役割の一部を、今後は都道府県にも担っていただきたいとの考えから、広域化等支援方針において、一定の規定を定める場合には、その都道府県内の市町村については、国の普通調整交付金の減額措置を適用しないこととしたところです。

一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。

また、指標3の医療費通知については、市町村国民健康保険、国保組合ともに、引き続き実施 を促していく必要があります。

・ 後期高齢者医療制度について

指標2のとおり、後期高齢者医療制度の保険料収納率は比較的高い水準にあると評価できるが、今後とも収納率向上に向けた取組を行っていく必要があります。

また、指標3のとおり、平成21年度の医療費通知実施保険者数の割合については、平成20年度と比べて高くなっているが、未実施の後期高齢者医療広域連合に対して、引き続き、実施を促していく必要があります。

・ 全国健康保険協会について

指標2のとおり、保険料の収納率は、経済状況の落込み等により H18 以降低下傾向にある。 平成22 年度には保険料率を全国平均で従来の8.2%から9.34%まで、過去最大規模の引き上げを 行ったところである中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考えれば、保険料の収納率の 下落が保険料率の更なる増要因となることを十分認識し、保険料の徴収事務を行う日本年金機構 への働きかけなど保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。

(3)施策小目標3「審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること」関係

(指標・目標値)

指標	長と目標値(達成水準/達成時期)	4について	は、毎年度に	こおいて前年	度以下とし	、H23 には、			
		医科・歯科分 106 円程度、調剤分 49 円程度とすること							
		5については、毎年度において前年度以上とすること							
アウ	トプット指標								
		H17	H18	H19	H20	H21			
4	社会保険診療報酬支払基金に								
	おける審査支払手数料								
	(単位:円)								
	医科•歯科分	114. 20	114. 20	114. 20	114. 20	114. 20			
	電子媒体請求促進分	-	_	113. 20	112. 20	110. 20			
	オンライン請求促進分	-	_	_	112.00	108. 50			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
	調剤分	57. 20	57. 20	57. 20	57. 20	57. 20			
	電子媒体請求促進分	-	-	56. 20	55. 20	53. 20			
	オンライン請求促進分	-	-	_	55. 00	51. 50			
	達成率		100.0%	100.0%	100.0%				
5	レセプトの電子化率(注)	14.6%	21.8%	45. 6%	58. 7%	75.6%			
						2 01 1001 10001 10001 1001 1001 1001 100			
	達成率	-	149. 3%	209. 2%	128. 7%	128.8%			

【調査名・資料出所、備考等】

- ・ 指標 4 は社会保険診療報酬支払基金による。
- 指標 5 は、社会保険診療報酬支払基金調べによるものであり、社会保険診療報酬支払基金 において扱うすべてのレセプトのうち、電子請求(オンライン請求を含む)したものの割合 である。

また、平成18年4月にレセプトのオンライン請求を原則化したが、平成21年11月に、 オンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、「手書請求をしている」、「高齢」な どが理由である場合に例外措置を設けたところ。

(注) 平成17年度、平成18年度は医科レセプトのみの数値である。

平成19年度以降は、医科、歯科、調剤レセプトの合計の数値である。

平成21年度の内訳は、医科78.6% (医科病院97.4%、医科診療所71.6%)、歯科3.0%、調剤99.9%となっている。

(事務事業等の概要)

・ 支払基金における審査支払手数料について

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月閣議決定)を受けて、平成19年12月に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」(以下「業務効率化計画」という。)を策定、これに基づき、平成20年3月に「手数料適正化の見通し」を策定し、平成23年度における審査支払手数料の水準を設定。また、レセプトの電子化を促進していくため、平成19年度から「電子媒体請求促進分」「オンライン請求促進分」の単価を設定しています。

• その他のレセプト電子化の促進方策について

I 診療報酬情報提供サービス

保険医療機関、保険薬局が電子レセプトで診療報酬を請求するためには、医療費改定、薬価改定等に迅速に対応する必要があり、改定内容について電子媒体等でのタイムリーな情報の提供が求められています。

そのため、各種制度改正情報や診療報酬点数表などの情報の提供を行うとともに電子レセプト 作成のためのマスター情報の提供をホームページで行うものです。

Ⅱ 医療施設等設備整備費(レセプトコンピュータ購入費用等)補助事業について

平成 21 年度補正予算により、保険医療機関や保険薬局において電子レセプトを作成するために 準備する設備整備等に係る費用に対し補助を行いました。

(評価と今後の方向性)

• 支払基金における審査支払手数料について

「業務効率化計画」及び「手数料適正化の見通し」に基づき、審査支払手数料を段階的に引き下げ、平成22年度において、計画で見込んだ平成23年度の水準を1年前倒しで達成。また、22年度前半を目途に、平成23~27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。

なお、審査支払機関のあり方については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」を平成 22年4月から公開で開催(実績4回)。審査支払業務の質の向上、効率化の推進等により、国民 の信頼に応えることができる審査支払機関の実現を図るため、今後のあるべき姿について議論し ている。この中で、社会保険診療報酬支払基金に係る組織の見直しや国保連合会との競争の促進、 審査支払業務の効率化、民間参入の促進について検討することとしている。

・ レセプト電子化の促進について

指標を見れば、レセプトの電子化は全体のレセプトの 3/4 以上に達しており、全体としては着実に進んでいるものと考えられ、引き続き、主として、以下により推進していきます。

- I 平成22年度の診療報酬改定において、レセプト電子化請求を行い、明細書を患者に無料で発行する診療所に対し再診料の加算を創設したこと
- II 電子レセプトを提出する医療機関に対する診療報酬の支払を平成23年度から早期化することを検討すること

政策体系番号: I-10-1

6. 施策の随時の見直し - 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行って おり、そのうち平成21年度以降に実施した主なものは以下のとおりです。

年月	件名	内容	その後の対応
21年	都道府県ブロック	高齢者医療制度の見直しの検討	現行の後期高齢者医
4月	会議		療制度の改善等に反
			映
21年	都道府県ブロック	市町村国保の財政基盤強化策の	市町村国保の厳しい
6~7月	会議	見直しについて	財政状況を踏まえ、
			平成25年まで、財
			政支援措置を延長
22年	都道府県ブロック	新たな高齢者医療制度の検討	現行の後期高齢者医
1月	会議		療制度の改善等に反
			映
22年	全国国民健康保険	新たな高齢者医療制度の検討、	現行の後期高齢者医
2月	主管課(部)長会議	現行制度の改善策等について	療制度の改善等に反
			映

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

検討中です。なお、医療費の自然増があると見込まれ、これに応じた国庫負担の増額等が必要 と考えています。

(2) 税制改正要望について

検討中です。

(3)機構・定員について

検討中です。

(4) 指標の見直しについて

今回の評価を踏まえ指標を今後に見直す予定は、特にありません。

なお、評価をよりわかりやすくするために、今回から、以下の指標の追加等を行っています。

I 市町村国保・国保組合の数値を合わせていたものについて、市町村国保と国保組合別個の値を記載。

政策体系番号: I-10-1

- Ⅱ 全国健康保険協会の数値についても記載。
- Ⅲ レセプトの電子化率について、医科診療所、医科病院、歯科、調剤薬局の内訳を記載。

8. 有識者の知見の活用について

本評価書は、原案を平成22年7月14日開催の医療保険部会において委員の方にご覧いただき、 その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成します。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会 計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系(I-10-1)

別表1-1 「医療保険給付に必要な経費」(事業評価シート)

別表 2-1 「特別調整交付金(普通調整交付金減額解除分)」(事業評価シート)

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-10-1 (①)

_													
				事	業評価	5シ-	<u> </u>	•					
	予	算事業名	医	療保険給付に	必要な網	圣費		事	ķ開始年度	:	大正15年	变	
ŧ		形局・課室名 成責任者		保険局:	総務課、	国民儗	建康保	以除課、保險	食課、高齢者	医療課			
		う(具体的な条 そ()項など) も 記載)	健康保険法第 高齢者の医療						(70条、7	2条)	•		
	関係	する通知、 計画等											
	3	产算体系	(項)医療保険給付諸費 (大事項)医療保険給付等に必要な経費 (目)										
			□直接実施										
	9	尾施方法	□業務委託等	□業務委託等(委託先等:									
	2	、肥力 本	■補助金〔直	接・間接〕	(補助先:			実施	五主体:)		
			□貸付(貸付	先:) [□そ	の他()		
÷ ₩	先が	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	3	非常的	勤役員数	/	監事	事等	/	
独法	、公 人等	職員総数		内、官庁OB		1	役員	報酬総額		10寸官 個殊			
の場		積立金等の額		内訳					今後の 活用計画				
	('	目 的 何のために)	全国健康保険協の健全な運営をき医療保険給付	図るため、健	康保険法,	国民	健康						
事業/	(誰	対 象 /何を対象に)	協会けんぽ、国 及び後期高齢者			齡者医	療等の	の保険者であ	5る全国健康保	険協会、	,市町村、国	国保組合	
制度概要	事(手)	業/制度内容 段、手法など)	協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療等の保険者である全国健康保険協会、市町村、国保組合 及び後期高齢者医療広域連合に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法 律等に基づく割合の国庫負担額を交付。										
			平成21	年度決算見込	額				人件費				
		事業費		7, 848, 688	百万円			職員構成	概算人(平均給与職員数	×従事	従事職	員数	
コスト		人件費		0	百万円	$ \langle$:	担当正職員		千円		人	
		総計		7, 848, 688	百万円		-	臨時職員	他	千円		人	
			年 度	総	額		地方	が 公共団体σ)裏負担があ	る場合、	概算の総	額	
			H19(決算額	6, 514, 31	10 百万円								
			H19(決算上の不用	額) 8	35 百万円								
		額推移等	H20(決算額) 7, 112, 76	64 百万円								
		財源内訳/ 位百万円)	H20(決算上の不用	額)	0 百万円								
			H21(予算(補正辺	2)) 7, 849, 02	23 百万円								
			H21(決算見込	7, 848, 68	38 百万円								
			H22予算	8, 072, 04	46 百万円								
### H22予算 8,072,046 百万円 平成22年度 予算 (素)													

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-10-1 (①)

		」、通じ番号							
		事業評価シ-	<u>- </u>						
	予算事業名	医療保険給付に必要な経費		事業開始年月	隻 大正	15年度			
	担当部局・課室名 作成責任者	保険局総務課、国民健	康保険課	、保険課、高齢	^伶 者医療課				
	事業/制度の 必要性	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとするためには、財政基盤の脆弱な医療保険制度に対する助成措置は不可欠である。							
	省庁、自治体、民間 等における類似事業	特になし							
他等	省庁、自治体、民間 との連携・役割分担	国民健康保険及び後期高齢者医療医療担が規定されている。	寮制度等	においては、各	法に基づく自治	î体の財政負			
		【指標】 (交付額)	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績			
ア		全国健康保険協会 (H20.10~)	百万円	_	543,929	949,804			
クト	活動実績	国保(市町村、組合)	百万円	3,311,289	3,116,561	3,243,490			
-プッ		後期高齢者広域連合	百万円	_	3,089,198	3,638,074			
ŕ		老人保健(市町村)	百万円	3,203,020	363,076	17,319			
	予算執行率		%	100	100	100			
ア	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】			
ウト		協会けんぽ(単年度収支差)	億円	▲1,352	▲2,538	-			
カム		国保 (黒字保険者/全保険者)	保険者	1,777/1,969	1,111/1,953	_			
		後期高齢者広域連合(黒字保険者/全保険者)	保険者	_	47/47	_			
(*	事業/制度の 自己評価 アウトカム指標の分 。適宜アウトプット 指標に言及)	毎年度、医療費は約1兆円増加しており、 状況が続いており、引き続き適切な国庫負担:		負担を投入しても	、保険財政は全体	本として厳しい			
今後の方向	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	医療費国庫負担は、法律に定められた割合 増額するが、一方で赤字保険者が増加してい。 要。							
向性	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	<u>廃止</u> (見直しの上) <u>増額</u> 現状維持 減額 (医療費の自然増があると見込まれ、国庫負担等の増額が必要) (見直しをせず) 現状維持							
(比較参考値 諸外国での類似事業 の例など)	諸外国の医療保険制度(又はそれに相当する制の国(英)など国によって様々であり、国庫負害る。							
れ向	特記事項 事業/制度の沿革、こ までの予算の削減に けた取組み、目標達 のための関連事業等)	・ 医療の危機的な状況を解消し、国民に安 診療報酬改定(配分の見直しや後発品の使 ・ 協会けんぽの急激な収支悪化状況等に鑑 (13%→16.4%) 等を行った。	甲促進を図	引りつつ、ネット	プラス改定。)を	を行った。			

^{*}アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-10-1-(②)

				事	業評価	シー	· 卜		事業評価シート										
	予	算事業名	特別調整交付	寸金(普通調	整交付金洞	複解 障	余分) 4	事業開始:	年度		昭和60年度								
	作	『局・課室名 成責任者		保険局国	民健康保険	課	(国民健康保	保険課長	伊藤	善典)									
	(〇第	☆ (具体的な条 ◆ () 項など) も 記載)	ı	国民健康保険	の調整交付	付金の	交付額の算別	定に関す	る省令領	第6条第	911号								
		する通知、 計画等	平成	21年11月9日	保国発1109	第1号	厚生労働	省保険局	国民健	康保険	課長通知								
	7	5算体系	(項) 医療保障 (大事項)		・ 国敷な什么	<u> </u>													
			(目) 国民健康保険財政調整交付金 口直接実施																
			□業務委託等(委託先等:)																
	3	尾施方法	■補助金〔直	接間接〕	 (補助先:ī	 市町村	実施主	体:市町	村)										
			口貸付(貸付	 先:) 🗆	その他()								
		役員総数 (官庁0B/役員数)	/	常勤役員数	/	非	常勤役員数	/		監事	等	/							
支出:独法,益法.		職員総数		内、官庁OB		役	員報酬総額			官庁01									
の場	合	積立金等の額		内訳		·		今後 活用記											
	(1	目 的 可のために)	国民健康保	険料(税)σ)収納率の「	 白上													
事業/	(誰	対 象 /何を対象に)	収納率向上	収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者															
制度概要		業/制度内容 没、手法など)	①収納率に ②20年度又 ③22年1月 ④遡及適用	- べて満たす保 - より20年度の (は22年1月31 31日現在の現 3・賦課を保険 - おいて被保険	普通調整交 ヨ現在の現年 年度収納率が 料は2年、供	付金が F度収約 が21年1 保険税に	減額されてし 内率が19年度 月31日現在の は3年として20	\ること。 と比較し、)現年度収 0年度当初	一定り 納率を から実	上向上 上回って	.していること ていること。	0							
			平成21:	年度決算見込	.額				人件費										
		事業費		4, 228	百万円		職員構	概算人 職員構成 (平均給与 職員数		×従事	従事職員	.数							
コスト		人件費			百万円	$\left\{ \right.$	担当正職	員		千円		人							
		総計			百万円		臨時職	員他		千円		人							
			年 度	総	額	坩	也方公共団体	め 裏負担	旦がある	5場合、	概算の総額	į							
			H19(決算額)	5, 994														
			H19(決算上の不用	額)															
		額推移等	H20(決算額)	4, 404														
		け源内訳/ な百万円)	H20(決算上の不用	額)															
			H21(予算(補正辺	<u>(</u>)))															
			H21(決算額)	4, 228														
			H22予算																
(神	予 前助金	成 22年度 算(案) 全の場合は負担 合等も)	当事業は(目 おり、交付基準	】 国民健康保 にとの予算計				刂調整交付	·金の交·	付基準(の一つとして;	定めて							

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-10-1- (②)

		, 20 4 3		_			
			事業評価シー				
	予算事業名	特別調整交付金(普通	調整交付金減額解	除分)	事業開始年	支 昭和	160年度
	担当部局・課室名 作成責任者	保険局	国民健康保険課	(国民健	康保険課長	尹藤 善典)	
	事業/制度の 必要性	国民健康保険の安定的な 収納努力を促すため、特別				要な意義をもって	おり、保険者の
	省庁、自治体、民間 Fにおける類似事業						
	省庁、自治体、民間 との連携・役割分担						
		【指標】		単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
アウトプッ・	活動実績	交付保険者数		保険者	167	102	127
1	予算執行率			%			
ア	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達	成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
ウト		市町村国保・国保組合における 納率	る保険料(税)の収	%	91.54 【100.1】	89.84 【98.1】	集計中
カム							
	事業/制度の 自己評価 アウトカム指標の分 。適宜アウトプット 指標に言及)	特別調整交付金(普通調 度基準以下であった保険者					れており、前年
今後の方向	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	対象となるのは前年度収 積極的な収納率向上対策を ただし、22年度より広域 の減額を行わないこととし することとなる。	促すためにも継続し 化等支援方針を策算	して実施し とした都道	っていくことが必 値府県については	要だと考えてい 、収納率による	る。 普通調整交付金
性	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	廃止 (見直しの上) 増額 (見直しをせず) 現状	現状維持	洞	戈額		
(比較参考値 諸外国での類似事業 の例など)						
れ向	特記事項 事業/制度の沿革、こ までの予算の削減に けた取組み、目標達 のための関連事業等)						

^{*}アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載